

【第3報】新型コロナウイルス関連肺炎について

- 1) こまめな手洗い・うがいを行い、外出の際や、咳やくしゃみがある場合、マスクを着用して下さい。
- 2) 海外に渡航された方は(海外全て)、帰国時に体調不良であれば、必ず入国審査の前に空港検疫に申し出て下さい。
- 3) 海外から帰国後に体調不良でない場合は、自己健康観察票(保健管理センターのホームページよりダウンロードしてください)に従って、帰国後2週間の健康観察を行ってください。観察中に、発熱(37.5度以上)や、症状の出現があった場合は、大学への出勤・登校をする前に医療機関に電話連絡の上、受診してください。
- 4) なお中国から帰国された教職員および学生については、所属分野等の責任者に連絡をして、帰国後2週間の間、大学へは出勤・登校をせずに自宅に滞在して、上記健康観察を行ってください。教職員については所属部局の労働時間担当係、学生については、留学生は国際交流課、大学院生は学務企画課、学部学生は各教務担当係にも連絡してください。この期間は出席停止、就業禁止の扱いとなります。
また、自宅での待機が難しい場合には各担当課係にご相談ください。
- 5) 以下のうち、IとIIの両方を満たす場合は、大学への出勤・登校はせずに、感染症病床を有する指定療機関(下記参照)に連絡した上で、受診してください。
I : 37.5度以上の発熱があり、咳やのどの痛みがある
II : Iの症状が出る2週間以内に、以下の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかの状況がある。
(ア) 新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者と2メートル以内での接触歴がある。
(イ) 中国へ渡航歴がある。
(ウ) 「中国への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
受診後は、学生は各教務課および保健管理センターに、職員は所属部署および保健管理センター、病院所属の方は感染担当部署へ速やかに電話報告をして下さい。新型コロナウイルス関連肺炎と診断された場合は、主治医より指示された期間は出席停止、**就業禁止**となります(指定感染症のため)。
- 6) 所属分野等の責任者の方は、所属員の海外出張や留学生の帰国などについて、行先、期間を把握いただき、帰国後はこの通知文を一読するようご指導お願いします。

○新型コロナウイルス関連肺炎についての最新情報

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

CDC : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

○新型コロナウイルスに関する Q&A

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)

厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分~21時00分

○感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html>